

市町村役場機能緊急保全事業について

- 熊本地震により、業務継続が確実に行われるためには、業務を行う場である庁舎（行政の中核拠点）が発災時においても、有効に機能しなければならないことが再認識されたところ
- 庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施するため、「市町村役場機能緊急保全事業」を創設

1. 対象事業

昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業

※ 上記以外であっても、業務継続の確保のために行う洪水浸水想定区域等からの本庁舎の移転事業は、本事業債の対象

2. 要件

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるもの

3. 財政措置

(1) 地方債の充当率 起債対象経費の90%以内

(2) 交付税措置 起債対象経費の75%を上限として、この範囲で充当した市町村役場機能緊急保全事業債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入

※地方債の充当残については、基金の活用が基本

4. 事業年度

緊急防災・減災事業債にあわせて、平成32年度まで(4年間)

5. 起債対象経費

庁舎建替え事業費 × 標準面積 / 新庁舎の面積

※標準面積：入居職員数×35.3㎡ 又は 建替え前面積 のいずれか大きい面積

※用地費は、一般単独事業債(一般事業)による対応

<イメージ>

